定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年七月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年七月六日

岡山市中区高屋二一番地の一

タカヤモーター株式会社

代表取締役　石指　和樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年七月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年七月六日

岡山市北区大元一丁目一番七号

カクサン株式会社

代表取締役　原田　佳奈

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年八月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年七月六日

北海道亀田郡七飯町桜町一丁目五番五号

株式会社シンオシマ

代表取締役　横谷　隆

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年八月七日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年七月六日

北海道亀田郡七飯町桜町一丁目五番五号

株式会社シンオシマ

代表取締役　横谷　隆

限定承認公告

本籍岩手県宮古市長沢第一八地割七〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐々木酉松

右被相続人は平成二十六年十二月十三日死亡し、その相続人は平成二十七年六月二十五日盛岡家庭裁判所宮古支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月六日

岩手県宮古市長沢第一八地割七〇番地

限定承認者　佐々木政明

限定承認公告

本籍大分県杵築市大字溝井一〇六〇番地一、最後の住所大分県杵築市大字杵築七六五番地二コーポラス元島六―二〇一

被相続人　亡　図司　勇

右被相続人は平成二十七年三月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年六月二十三日大分家庭裁判所杵築支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月六日

東京都町田市常盤町三五〇八番地一ドルチェ町田一〇四　限定承認者　鹿山　仁史

限定承認公告

本籍宮城県角田市鳩原字上六四番地、最後の住所群馬県高崎市飯塚町七一〇番地四けやき公園ハウス一―二〇一号

被相続人　亡　齋藤　秀助

右被相続人は平成二十六年十二月五日死亡し、その相続人は平成二十七年六月二十四日前橋家庭裁判所高崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月六日

神奈川県秦野市入船町六番一一号

限定承認者　齋藤　憲一

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年八月八日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年七月六日

大阪府豊中市曽根東町二丁目八番一二号

株式会社ツジカワ

代表取締役　辻川　昌弘

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十七年六月四日開催の通常総代会において、出資一口の金額を五千円から五百円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、消費生活協同組合法第四十九条第三項の規定により公告します。

平成二十七年七月六日

東京都町田市小山ヶ丘二丁目三番一一号

多摩南生活クラブ生活協同組合

代表理事　髙塩　徳美

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十七年六月十九日開催の通常総代会において、出資一口の金額を五千円から五百円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、消費生活協同組合法第四十九条第三項の規定により公告します。

平成二十七年七月六日

東京都世田谷区宮坂三丁目一三番一三号

生活クラブ生活協同組合

代表理事　土谷　雅美

取消公告

平成二十七年六月三十日（号外第百四十六号）掲載の京都地方裁判所に係る平成二十六年（フ）第一〇七五号免責許可決定は取消します。

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成十五年七月二十五日（号外第百七十号）公布法律第百二十八号（司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律）（印刷誤り）				
九	上	一四	代理人	代理人
平成二十六年六月二十六日（号外第百四十三号）公布内閣府・文部科学省・厚生労働省令第五号（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令）（原稿誤り）				
一九	下	一四～一三（終りから）	少年院法（平成二十六年法律第五十八号）及び少年院法（平成二十六年法律第百六十九号）第十二条第八号中「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）」を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）」に、「同法」を「旧児童福祉法」に改める	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第五十号）第四条第一項中「第九条」を削る
〃	〃	四～三		
〃	〃	一（終りから）		
一九	下	一（終りから）	少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）	公布の日
平成二十七年五月十三日（号外第百六号）農林水産省告示第千百六十一号（保安林の指定施業要件を変更する件）（原稿誤り）				
三	二	一一	二六六、二六七、二六八、二六九の一	二六六、二六七、二六八、二六九の一
平成二十七年六月二十四日叙位・叙勲欄中（原稿誤り）				
九	一	終りから一三	堀抜義八郎	堀抜義八郎

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月六日付第一五一号六四ページ●同日付政府調達第一二五号五六ページ●四月二十八日付衆会第二一号六四ページ

◉官報郵送料のお知らせ　六月分（月極一部当り）の郵送料二、三六四円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）